

## 中津川市立図書館の運営状況の評価実施方針

## (目的)

第1条 この方針は、図書館法（昭和25年法律第118号）第7条の3に規定する、図書館の運営の状況に関する評価等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (評価の対象)

第2条 中津川市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館の運営状況について評価を行い、当面は2年に1回行うものとする。

## (目標、評価項目及び指標)

第3条 評価にあたっての目標は、別表1に定めるとおりとする。

2 目標ごとの評価項目及び指標の年度目標値は、図書館協議会の意見を聴取した上で、中津川市立図書館長が定める。

## (評価の段階)

第4条 自己及び外部評価段階並びに指標別評価段階は、別表2に定めるとおりとする。

## (評価票)

第5条 評価の内容及び結果を記録する評価票の様式は、別表3に定めるとおりとする。

## (評価者)

第6条 評価にあたっては、図書館が自己評価を行うとともに、図書館協議会が行う外部評価を踏まえた上で、中津川市立図書館長が評価票の作成を行うものとする。

## (評価結果の公表)

第7条 図書館は、評価の結果についてホームページ等を活用して、市民に公表するものとする。

## (評価結果の活用)

第8条 図書館は、評価の結果に基づき、その運営の改善に努めるものとする。

## (委任)

第9条 この方針に定めるもののほか、この方針の施行に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。



目標	全市民が等しく享受できる読書環境整備	自己評価	外部評価
【取組内容】			
「全市でひとつの大きな図書館」という考えにたち、資料収集と利活用の充実および市内全域「いつでも、どこでも、だれでも」が等しく読書に親しめるよう配本ネットワークサービスの充実を図る。			
評価項目及び指標		年度目標	年度実績
指標別評価			
項目1	図書館資料の充実(中央図書館)		
	蔵書更新率(%)	4.50%	
項目2	幼・保園、小・中学校配本		
	配本冊数	13,118冊	
項目3	視覚障がい者等資料の活用		
	新規登録者数	5人	
「評価の内容」			
「課題」			
「今後の方策」			

項目1：蔵書更新率  $\nearrow$  (受入数+除籍数)/蔵書数・H27～29の平均×1.05

項目2：配本冊数  $\nearrow$  H27～29の平均×1.05

項目3：新規登録者数  $\nearrow$  視覚障がい者等サービス要綱施行による利用範囲拡大による登録推進

目標	人づくりにつながる読書活動の充実	自己評価	外部評価
【取組内容】			
0歳から100歳まで各年代に対応した読み聞かせ会、お話会、講座、講演会等を開催し、人づくりにつながる読書活動への導入を図る。			
評価項目及び指標		年度目標	年度実績
指標別評価			
項目1	市民の読書活動		
	人口当たり貸出冊数(貸出冊数/人口)	4.1冊	
	団体貸出配本箇所数	22か所	
項目2	講座、講演会、イベント開催		
	読書啓発行事参加者数	7,381人/10件	
	幼・保園訪問読み聞かせ園数	26園	
「評価の内容」			
「課題」			
「今後の方策」			

- 項目1：人口当たり貸出冊数      /人口8万人規模の上位10%の平均は11.7冊  
 団体貸出配本箇所数      /H29実績(老人福祉施設・学童保育所・乳幼児学級ほか) × 1.05
- 項目2：読書啓発行事参加者数      /県公共図書館連絡協議会への報告分H29 × 1.05  
 幼・保園訪問読み聞かせ      /絵本で子育て事業H29実績 × 1.05

目標	ボランティアの支援と協働推進	自己評価	外部評価
【取組内容】			
図書館ボランティアの育成を行うとともに、市民一人ひとりの生きがいにつながる活動の場を提供し、幅広い市民との協働による図書館運営をすすめる。			
評価項目及び指標		年度目標	年度実績
項目1 図書館ボランティアの育成			
	育成講座受講者数	00人／9講座(20回)	
項目2 ボランティア活動の場の提供			
	ボランティア活動コーディネート件数	156件	
「評価の内容」			
「課題」			
「今後の方策」			

項目1：育成講座受講者数      〳前期事業計画終了年度(H30)の目標値  
 項目2：コーディネート件数      〳H27～29の平均×1.05

目標	図書館活動の重要性の普及啓発	自己評価	外部評価
【取組内容】			
市民とともに育む豊かな図書館活動を実現するため、「学び、活かす市民」を育む施設としての図書館のあり方を研究、啓発する。			
評価項目及び指標		年度目標	年度実績
項目1	新図書館構想の立案		
	市民ワークショップの開催数	2回	
項目2	「中津川市民読書基本条例」の普及		
	条例ポスターの掲出・はがきの設置	100か所	
「評価の内容」			
「課題」			
「今後の方策」			

項目1：市民ワークショップ開催                      ／新図書館構想に向けた市民の声を聴く場を設ける。  
項目2：条例ポスターの掲出・はがきの設置        ／条例の再認識・啓発